

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.163

No.163 2019.12.11

## ■ パワハラ指針案及びセクハラ指針改正案に対する意見書を提出しました！

日本労働弁護団は、これまでハラスメント禁止のための実効性ある指針の策定を求めて緊急声明を发表し、集会を行って参りましたが、12月10日、厚労省雇用環境・均等局雇用機会均等課がパブリックコメントに付したパワハラ指針案及びセクハラ指針改正案に対する意見書を直接厚労省に手交しました。日俳連やM I Cフリーランス連絡会などの団体も一緒でした。

意見書は、指針案が、パワハラの定義を著しく狭く解し、「パワハラに該当しない例」を示すなど、「加害者・使用者の弁解カタログ」とも言える問題ある内容であるとともに、性的マイノリティやフリーランス・就活生・求職者などに対するハラスメントに対する実効的な防止策を講じていないことを批判するものとなっています。意見書の内容は、日本労働弁護団のホームページからご確認いただけますので、ぜひご一読の上、パブコメ提出の際に参考として自由にお使いください。



雇用環境・均等局雇用機会均等課の担当者(左)に意見書を提出する水野英樹幹事長(中央)と栗一郎闘争本部長

## ■ 緊急集会「みんなでパブコメ大作戦！」を開催

同日の12月10日18時半から、联合会館2階で「全てのハラスメントをなくすために現場の声を届けよう！～みんなのパブコメ大作戦緊急集会」を開催しました。

緊急集会であったにも関わらず、集会には福島瑞穂参議院議員(社民)と宮本徹衆議院議員(共産)が駆けつけ、国内外で差別やハラスメントとたたかう様々な団体から切実な問題意識に基づく発言がなされるなど、非常に活気のあるものとなりました。各登壇者の発言の概要は、日本労働弁護団の公式facebookで見ることができます。どの発言も、不十分な指針案に対する強い怒りと、ハラスメント撲滅のための実効的な対策が必要であるとの点で一致していました。

栗一郎闘争本部長の閉会挨拶では、ハラスメント禁止のための実効性のある指針の制定のために、パブコメ運動で状況を打破することに加え、その先の行動として、ILO条約を踏まえたあらゆるハラスメントの根絶法の制定を求める立法運動の呼びかけがあり、参加者の賛同を得ました。

## ■ パブコメの提出を！

パブコメは、パワハラ指針と改正セクハラ指針で募集されており、いずれも12月20日必着となっています。多くの声を労政審に届けるため、ぜひパブコメの提出をお願いします。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 联合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790